○三〇の一部、二〇六四の一部、二〇六五から二〇六七まで、二〇六八の一部、二一〇三の一部、二一〇四から二一〇九まで、二一一〇の一部、二一四一の一部、二一四二、二一四三、二一四四の一、二一四四の二、二一四五の一部、二一四六の一部、二一七三の一部、二一七四から二一七六まで、二一七七の一、二一七七の二、二一七八、二一七九の一部、二二〇〇の一部、二二〇一の一部、二二〇二の一の一部、二二〇三の一の一部、二二〇三の二の一部、二二〇四の一、二二〇四の二、二二〇五の一、二二〇五の二、二二四四の二一から二二四四の三八までの各一部

印西市へ編入する区域

八千代市堀の内一の二の一部、一の三の一部、一の五の一部、一一の一の一部、一二の一の一部、一三の一の一部、一四の一の一部、一五の一の一部、一六の一の一部、一七の一の一部、一八の一の一部、二四から二九まで、三〇の一部、四一から四六まで、四七の一部、六二から六六まで、七の一部、八九から九二まで、九三の一部、一一八の一、一一八の二、一一九の一、一一九の二、一二〇、一二一、一二二の一部、一六九から一七一まで、一七二の一部、二二三、二二四、二二五の一部、二六八、二六九の一の一部、二六九の二の一部、八〇〇の三から八〇〇の九までの各一部、八〇〇の一七から八〇〇の二五までの各一部

**○総務省告示第五百五十四号**

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十二月二十一日

総務大臣　川端　達夫

第3の2⑴の1）（注中「茨城県は」を「茨城県（平成24年4月1日以降については、茨城県、栃木県及び群馬県）を」に改める。

**○総務省告示第五百五十五号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十二月二十一日

総務大臣　川端　達夫

第6の1⑴1）（注）を次のように改める。

（注1）　総合放送（広域放送）を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県（⑵の（注3）に定める栃木県及び群馬県に係る周波数の使用開始の日以降については、茨城県、栃木県及び群馬県）を含まないものとし、栃木県及び群馬県に係る周波数の使用については、当該日の前日までに限る。

第6の1⑵の表中

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 茨城県 | 水戸 | 20 | 0.3 | 高萩<br>筑波 | 47<br>49 | 0.01<br>0.02 |

を

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 茨城県 | 水戸 | 20 | 0.3 | 高萩<br>筑波 | 47<br>49 | 0.01<br>0.02 |
| 栃木県<br>（注3） | 宇都宮 | 47 | 0.1 | 日光<br>大田原 | 47<br>47 | 0.01<br>0.01 |
| 群馬県<br>（注3） | 前橋 | 37 | 0.1 | 沼田 | 37 | 0.005 |

に改め、同表注に次のように加える。

（注3）　栃木県及び群馬県に係る周波数の使用については、平成24年4月1日からとする。

**○総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号**

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第三条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、平成十五年総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第二号（有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第三条第一項の規定に基づき指定地域を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十一日

総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　中川　正春
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

一中「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」を「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に、「及び同条第二項に規定する八代海」を「、同条第二項に規定する八代海並びに同条第三項に規定する有明海及び八代海に隣接する海面」に改める。

四及び五を次のように改める。

四　長崎県の区域のうち、長崎市（野母町（釜が浦及び野母深浦を除く。）、脇岬町、野母崎樺島町、宮崎町、川原町、為石町、椿が丘町、布巻町、平山台一丁目、平山台二丁目、平山町、藤田尾町、千々町、大崎町、宮摺町、茂木町、田上一丁目、田上三丁目、田上四丁目、早坂町、三景台町、田手原町、北浦町、飯香浦町、太田尾町、潮見町、春日町、網場町、界一丁目、界二丁目、宿町、芒塚町、田中町、かき道一丁目からかき道六丁目まで、戸石町、牧島町、上戸石町、川内町、船石町、東町、矢上町、高城台一丁目、高城台二丁目、平間町、現川町、鶴の尾町、つつじが丘一丁目からつつじが丘五丁目まで、松原町、古賀町及び中里町に限る。）、島原市、諫早市（貝津町、津久葉町、久山町、久山台、若葉町、青葉台、馬渡町、山川町、中尾町、白岩町、堂崎町、津水町、真崎町、大字真崎本村名、大さこ町、西栄田町、破籠井町、堀の内町、土師野尾町及び多良見町を除く。）、雲仙市及び南島原市の区域

五　熊本県の区域のうち、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市（波野を除く。）、天草市（天草町、二浦町（字姫河内、字向姫河内、字毛道口、字善賀、字東善賀及び字南善賀を除く。）、久玉町内の原区、魚貫町（字駒鰐、字吉ノ浦、字水足、字与平田、字唐干田、字西唐干田、字田子ノ浦、字中原、字三ツ枝、字西笹原、字北遠見岳及び字遠見岳に限る。）、河浦町（大字宮野河内（字桂山、字市ノ渡、字大曲、字柳迫、字亀岩、字城戸、字立石及び字鞍置を除く。）を除く。）、合志市、下益城郡、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡南小国町、同郡小国町、同郡高森町（大字高森、大字上色見及び大字色見に限る。）、同郡西原村、同郡南阿蘇村、上益城郡御船町、同郡嘉島町、同郡益城町、同郡甲佐町、同郡山都町（長崎、馬見原、滝上、大野（字宮ノ後に限る。）、柳井原（字長迫、字宮ノ後及び字三津目に限る。）、塩原（字ウツボギに限る。）、菅尾（字前及び字南園を除く。）、塩出迫（字牛ヶ山、字巻山、字瀬ノ口、字下牧野、字上牧野、字芹原及び字高原を除く。）、米迫、今、八木、柏、二瀬本、花上、橘、下山、高辻、高畑、東竹原、柳、伊勢、長谷、玉目、大見口、上差尾（字中原、字永松、字芳谷、字十ヶ谷、字後迫、字塔ノ上、字上ノ山、字上ノ原、字迫尻、字水谷、字蚊久保、字石割迫、字屏風切、字新黒谷、字東谷、字中尾、字岩ノ上、字道別、字橋場、字赤岩、字西平、字東平、字下尾刎、字山造、字坂下、字中小屋、字境谷、字長須、字高見、字高尾、字高山及び字ツラツキを除く。）及び二津留を除く。）、八代郡、葦北郡、球磨郡錦町（国有林熊本南部森林管理署三〇四四林班から三〇四六林班までを除く。）、同郡多良木町（大字槻木を除く。）、同郡湯前町、同郡水上村、同郡相良村、同郡五木村、同郡山江村、同郡球磨村、同郡あさぎり町（大字皆越字八ノ峯、国有林熊本南部森林管理署三〇一四林班、三〇一五林班及び三〇四七林班から三〇五〇林班までを除く。）及び天草郡苓北町（大字内田（字瓶ノ迫に限る。）、大字年柄及び大字都呂々を除く。）の区域

備考中「二」から「」を「二、三、六及び」に改め、同備考を備考第一号とし、同備考に次の一号を加える。

二　四及び五に掲げる区域は、平成二十四年一月一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。